

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の一部を次のように改正する。

1 第十条2を次のように改める。

2 日本国が負担する常設東南アジア諸国連合貿易投資観光展示場の賃借料を除くほか、センターの年次予算は、附属書に定める割合で負担する。同附属書は、この協定の不可分の一部を成す。いずれの加盟国も、同附属書の改正を提案することができるものとし、当該改正は、理事会が採択した時に効力を生ずる。

2 協定に次の附属書を加える。

附属書

センターの年次予算は、それぞれの国内法令に従い、次の割合で負担する。

1 二千二十四年六月二十日に採択された改正が効力を生じた後一年目の会計年度については、センター

の年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八六パーセント

ASEAN構成国 一四パーセント

2 二年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八四・五パーセント

ASEAN構成国 一五・五パーセント

3 三年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八三パーセント

ASEAN構成国 一七パーセント

4 四年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八一・五パーセント

ASEAN構成国 一八・五パーセント

5 五年目及びその後の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八〇パーセント

A S E A N 構成国 二〇パーセント